

「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」について（意見募集）

平成 25 年 11 月
厚生労働省

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「機能強化法」という。）により、遺族基礎年金の支給範囲の父子家庭の父への拡大や、産前産後休業中の保険料の免除等が平成 26 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、機能強化法の規定により政令に委任されている事項等について、所要の規定の整備を行うことにしました。

つきましては、別添の「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）」について、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

《意見公募要領》

1 御意見公募期間

平成 25 年 11 月 15 日（金）から 12 月 14 日（土）まで（必着）

2 御意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話では受け付けておりませんので、御了承ください。

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーラムを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォーラムへ」ボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

○ 郵送の場合

〒100—8916 東京都千代田区霞が関 1—2—2

厚生労働省年金局年金課 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」について）」と記載してください。

○ 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス：kyoukaseirei@mhlw.go.jp

※ 添付ファイルや URL への直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」について）」としてください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03-3593-8431

厚生労働省年金局年金課 宛て

※ 冒頭に件名として「パブリックコメント（「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」について）」と記載してください。

3 御意見提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。お寄せいただいた御意見については、個別の回答はいたしかねます。また、原則公開させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。